

臨時福祉給付金について

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々へ臨時福祉給付金を支給するものです。

給付対象者は？

平成 27 年 1 月 1 日時点で安平町に住民登録があり、平成 27 年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方（ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者の方は対象外となります）。

給付額は？

給付対象者 1 人につき 6,000 円（平成 27 年度中 1 回のみ）

※昨年度行われた年金や各種手当等受給者への加算措置はありません。

申請手続は？

安平町では、9 月 1 日から 12 月 1 日までの 3 か月間で申請の受け付けをします。

◆昨年度給付金を受け取った方は、預金通帳は不要です。

支給時期は？

申請受付日から、審査と口座振込事務を経て、およそ 1 か月以内を予定しています。

子育て世帯臨時特例給付金について

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 %へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯の消費の下支えをするため児童手当を受給している方に給付金を支給するものです。

給付対象者は？

次の 2 つの要件を満たす方。

- ①平成 27 年 6 月分の児童手当を受給
- ②平成 26 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

給付額は？

給付対象児童 1 人につき 3,000 円（平成 27 年度中 1 回のみ）

申請手続は？

安平町では、9 月 1 日から 12 月 1 日までの 3 か月間で申請の受け付けをします。

◆昨年度給付金を受け取った方は、預金通帳は不要です。

支給時期は？

申請受付日から、審査と口座振込事務を経て、およそ 1 か月以内を予定しています。

その他

【安平町単独福祉事業】

子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金支給対象児童 1 人につき 3,000 円分の安平町商品券を支給します。